

「自ら評価」案件の実施状況について

選定年度	選定案件名	状 況
19年度	「食品及び器具・容器包装中の鉛」に関する食品健康影響評価	<p>平成 20年 5月に化学物質・汚染物質専門調査会に鉛ワーキンググループを設置し、これまでに 10回の調査審議を行っている。</p> <p>同ワーキンググループにおいては、有害影響を及ぼさない血中鉛濃度をハイリスクグループ（胎児、小児、妊婦、授乳する女性及び妊娠可能な年齢層の女性）で 4μg/dL、ハイリスクグループを除く成人で 10μg/dLに設定することとされ、平成 24年 3月に化学物質・汚染物質専門調査会幹事会に一次報告があった。その際、今後、血中鉛濃度から摂取量への変換に関して新たな知見が蓄積された場合には、耐容摂取量の設定を検討することとなった。</p>
21年度	「アルミニウム」に関する食品健康影響評価【評価終了】	<p>平成 23年度から食品健康影響評価技術研究事業において「食品中のアルミニウムの神経発達系への影響など、新生児発育に対するリスク評価研究」を実施した。</p> <p>アルミニウムについては「硫酸アルミニウムアンモニウム、硫酸アルミニウムカリウム（添加物）」に係る評価をもって充てることを平成 29年 12月に委員会会合で決定し、厚生労働省に通知した。</p>
27年度	「アレルギー物質を含む食品」に関する食品健康影響評価	<p>平成 29年 10月にアレルゲンを含む食品に関するワーキンググループを新たに設置した。ワーキンググループにおいて、食品安全確保総合調査で収集・整理した科学的知見を活用し、審議を開始しているところ。</p>